「令和7年度「水産物」「こんぶ」「ばら干しのあおのり及びひとえぐさ」及び「あじ」の輸入割当てについて（案）」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
1	・国産がいい ・輸入に反対	御意見ありがとうございます。 輸入割当制度は、我が国沿岸・沖合漁業の主要水産物を対象に、我が国に輸入できる数量（又は金額）の上限を定め、その限度内において、輸入する者に個々に輸入割当限度数量（又は金額）を割り当てる輸入管理措置であり、国内で実施している資源管理措置の補完等を目的として実施しています。 引き続き水産庁と連携して、必要に応じて制度の見直しを図ってまいりたいと考えております。
2	・法人である事業者による申請等の提出書類については、法人番号の記載を行わせるべき	御意見ありがとうございます。 今回の御意見は、行政全般に対するものですが、あくまで経済産業省貿易経済安全保障局が実施する輸出入事務全般に対する御意見として回答できる部分についてお答えいたします。 御提案いただいた法人番号の記載では、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。 今後、法人番号を把握することにより、審査で確認が必要となる情報が入手できるようになるのであれば、積極的に活用を検討してまいります。